



シラバス参照

タイトル「**2016年度 観光学部シラバス**」、フォルダ「**2016年度 観光学部シラバス**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	観光関連法規B		
担当教員	澤田 知樹		
対象学年	1年	クラス	T1
講義室		開講学期	後期
曜日・時限	水2	単位区分	選必
授業形態		単位数	2
準備事項			
備考			
科目名 (英語表記)	観光関連法規b		
授業の概要・ねらい	観光に関する法律を、この授業では大別して二つに分けます。ひとつは観光の対象に関する法律であり、いまひとつは観光に係わる人(業者)に関する法律です。これらについて個別に定められた法律をそれぞれ説明しますj。		
授業計画	観光の対象に関する法律については、文化財保護法、景観法、世界遺産条約、自然公園法などを説明いたします。後編では、旅行業法、旅館業法とそれらに定められている制度に追説明します。たとえば、旅館・ホテルの設置や営業に関する規制、旅行業者に対する規制、民泊など新しい制度について説明いたします。		
	回	内容	
	1	イントロダクション；授業で扱う内容の大まかな紹介。	
	2	観光対象・観光業者に対する行政による保護・規制	
	3	文化財保護法	
	4	自然公園法	
	5	世界遺産条約	
	6	景観法	
	7	歴史的風土特別保護地区・地区計画等による観光資源の保護	
	8	中間復習	
	9	旅行業法(1) 旅行業約款	
	10	旅行業法(2) 旅行業協会・供託制度	
	11	旅行業法(3) 取扱主任者資格	
	12	旅行業法(4) 地域に密着した旅行業	
	13	旅館業法(1) 旅館・ホテルの営業許可	
	14	旅館業法(2) 民泊等新たな宿泊形態	
15	総復習		
到達目標	観光に関する知識を深める上で必要となる法律について、基本的な内容を理解していただきます。		
成績評価の方法	レポートにより評価します。平常の授業において課題を提出していただき、期末にもレポートを提出していただきます。それらを合わせて評価しますj。		
教科書	指定しません。		
参考書・参考文献	授業において指示します。		

履修上の注意・メッセージ	法律に関する知識は問いません。それらの法律がどのように作用するかを理解していただきます。
履修する上で必要な事項	
受講を推奨する関連科目	
授業時間外学習についての指示	授業において説明した法律や制度が、実際にどのように用いられているかについて考えていただきます。
その他連絡事項	



Copyright (c) 2008 NTT DATA KYUSHU CORPORATION. All Rights Reserved.